

第 1 4 回八幡市農業委員会議事録

令和 6 年 9 月 5 日（木） 午後 2 時 0 0 分

八幡市役所 5 階 会議室 5－2

八幡市農業委員会長 長 村 信 幸

前書は令和 6 年 9 月 5 日開催の第 1 4 回八幡市農業委員会総会の
議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （古里 治彦） _____

署名委員 （北川 邦彦） _____

案 件

議案第 41 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 42 号 非農地証明願い承認の件
議案第 43 号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)

報 告 農地法第 4 条届出書について
報 告 合意解約通知書について

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	長村 信幸	西村 忠雄	符川 亮
金谷 泰宏	辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文

欠席

猪飼 美和子 西川 茂男

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智

事務局

岩崎 真哉 梶浦 靖人 石原 毅之

議 長
(長村会長)

ただ今から、第 1 4 回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、1 2 名ですので、本総会は成立しております。

本日の会期は午後 2 時から午後 5 時までといたします。

次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、
本日の署名委員さんについては、議席番号 4 番 古里 治彦 委員と議席
番号 5 番 北川 邦彦 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 はじめに、議案に入る前に議案書の訂正がございますので事務局から説明をお願いします。
事務局	お配りしております議案書に一部誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと存じます。 「議案第 4 1 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」のページをお開きください。 左端の NO の欄につきまして、上が「2」下が「1」となってございますが、正しくは上が「1」下が「2」でございます。 大変申し訳ございません、訂正をお願いいたします。
議 長	よろしいでしょうか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	それでは議案に入らせて頂きます。 はじめに、「議案第 4 1 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」のうち NO 1 について議題といたします。 本案件については、〇〇 委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員退室) 事務局朗読説明をお願いします。
事務局	「議案第 4 1 号 農地法第 3 条許可申請審議の件」のうち NO 1 についてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人につきましては議案書をご参照願います。 NO 1 申請物件所在 岩田茶屋ノ前 地目 田、面積 545 m ²

	でございます。 (法説明) 本件譲受人につきまして、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	さる8月28日に農業振興部会を開催し、「議案第41号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNO1につきまして協議した結果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第41号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNO1については、許可することといたします。 〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員入室) つぎに、「議案第 41 号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNO2について議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	「議案第41号 農地法第3条許可申請審議の件」のうちNO2についてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人につきましては議案書をご参照願います。 NO2 申請物件所在 岩田大將軍 地目 田、面積 1,474 m² 外2筆 でございます。 (法説明) 本件譲受人につきまして、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われますので、許可要件は満たしているものと考えます。

事務局	次に「議案第４３号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。 「議案第４３号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」についてご説明申し上げます。特例を受けている相続人については議案書をご参照願います。
	特例を受けている農地 NO１ 所在 美濃山大塚 地目 畑 面積 321.25 m² NO２ 所在 美濃山大塚 地目 畑 面積 321.25 m² 本件は、納税猶予の期間が２０年を迎え、相続税免除確定の最後の利用状況確認でございます。当該地はそれぞれ農地として良好に管理されており問題ないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	さる８月２８日に農業振興部会を開催し、「議案第４３号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)の件」につきまして協議した結果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第４３号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」につきましては、承認することといたします。 以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	「農地法第４条届出書について」 農地法第４条届出書のうちNO１からNO９は、土地区画整理事業の転用目的で、７月１７日に届出があり８月１日に受理通知を行いました。 NO１０は露天駐車場及び資材置き場への転用目的で、７月２２日に届出があり、８月２日に受理通知を行いました。 「合意解約通知書について」

	本件は8月1日に合意解約をされています。 最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第14回八幡市農業委員会総会を終了いたします。
--	---